

## 山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年1月27日（火）10時00分～11時10分
- 2 場 所 恩賜林記念館 東会議室
- 3 出席者（敬称略）  
（委員）北村 眞一（議長）、浅川 初美、石井 信行、河野 暢子、齋藤 雅代、佐野 正秀  
原田 重子、箕浦 一哉  
（事務局）美しい県土づくり推進室長、美しい県土づくり推進室員（4名）
- 4 傍聴者等の数 0名
- 5 会議次第
  - (1) 開 会
  - (2) あいさつ
  - (3) 会長挨拶
  - (4) 議 事
    - ①西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について
    - ②道志村の景観計画策定に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について
    - ③その他
  - (5) 閉 会
- 6 審議会概要  
会議録のとおり

【議事：①西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について（諮問事項）】

（事務局）

（議題1「西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について」説明）

（委員）

供用開始してから諮問にかけるのでしょうか。

（事務局）

供用開始してから諮問にかけています。

（委員）

供用開始の日が決まった時点で出来ませんか。

（事務局）

供用開始の日が公表された時点で諮問にかけて、供用開始日と同日に規制を変更することも可能です。

（委員）

今回の規制範囲である両側200mずつというのは片側100mずつですか。

（事務局）

両側に200mずつになります。

（委員）

200mに決めた根拠はありますか。

（事務局）

中央自動車道などは両側各500mで同様の規制をしています。それと同等にするのか、それとも影響等を考慮し、200m程度であれば道路の利用者の安全を確保と同時に風致の維持も図れるのか、平成21年度に各市町村にも照会をかけて、200m程度にして欲しいとの要望もあり決定しました。

（委員）

地域高規格道路の規制は、全国的に同様の規制を行っているのですか。

（事務局）

高速道路は規制をかけています。地域高規格道路については、全国調査をしてないので分かりませんが、全てに規制をかけている訳ではないと思います。

（委員）

高速道路と新環状道路はどのような規制ですか。

（事務局）

新環状道路も基本的に両側各200mの規制です。高速道路は両側各500mの規制をかけています。

（議長）

今回の第2種禁止地域とはどのような規制ですか。

（事務局）

基本的には野立広告物は建てられなくなります。自家用広告物の場合は、総面積で10㎡以内などの条件を満たせば建てる事ができます。

（委員）

トンネルの場合はどうなりますか。

（事務局）

トンネルの真上の部分については、手前の車道上から見える範囲は第2種禁止地域になります。

(委員)

見える、見えないに関わらず規制図は対象範囲全体が網掛けされるということですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

本議題については、異議無しとの答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

(議長)

それでは、異議無しとします。

【議事：②道志村の景観計画策定に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について（諮問事項）】

(事務局)

(議題2「道志村の景観計画策定に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について」説明)

(委員)

参考までに教えて下さい。山間地の場合で、国道より両側各1kmの範囲というのは水平距離なのか、斜距離なのか教えて下さい。

(事務局)

水平距離になります。

(委員)

景観計画は施行されれば、そのまま継続されるものかと思いますが、計画自体が無くなる事はある事なんでしょうか。もし、無くなった場合、自動的に第2種許可地域が無くなる事になってしまうので、現在の路線による指定をそのまま残しておくという考え方もあるかと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

(事務局)

基本的には景観計画の施行期限はありませんが、仮に景観計画が無くなった場合には、その時点で、そのまま面での規制を残すのか、元の路線での規制に戻すのか等を議論したいと思います。

(議長)

黒い線が道志村の行政区域で、赤い線が景観計画区域ですか。

(事務局)

景観計画区域は道志村全域となりますが、すでに東海自然歩道による第2種禁止地域がかかっている範囲があり、このような第2種許可地域より厳しい規制がかかっている範囲については、そのままの規制となります。

(議長)

規制がなかったところが第2種許可地域の規制がかかることに対して、道志村の意見は特に聞いてないですか。

(事務局)

道志村担当者とは、景観計画が施行された場合には、そのようになる旨の話をしています。

(委員)

今までは道路から展望できる両側各1kmの範囲の規制であったものが、景観計画の施行により、村全域に規制がかかるということよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(議長)

意見が無ければ、本議題について異議無しで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

(議長)

それでは、異議無しとします。

**【議事：③その他】**

(議長)

それでは、その他として、事務局から何かございますか。

(事務局)

先日、パブリックコメントにかけました「美の郷やまなしづくり基本方針(案)」について報告いたします。

(議題3その他「美の郷やまなしづくり基本方針(案)」について)説明)

(委員)

この計画には良い事しか書いていませんが、現在問題となっている事については指摘しないという立場で作られているのでしょうか。

(事務局)

県民の皆様の良い事例を参考に取り組みを進めて頂きたいとの考えで作られています。駄目なものを示すのではなく、建設的な観点から良い事例を掲載しています。

(委員)

建設的というよりは、都合の悪いことは書いていないのではないかと思います。電線地中化を図っても、例えば、大きいリニアの高架橋を許すことに対しての県の考え方が何も書かれていない事はおかしいと思います。

(事務局)

基本方針なので、大きな考え方を示しているものであり、個別の問題点はあるかと思いますが、この方針を実施していくなかで、それぞれに対応したいと考えています。

県民や事業者の方々が景観に関する取り組みを新たに始めるにあたり、この基本方針の中で現在、活動をしている団体の事例を示すことで、取り組みの参考にしてもらえればと考えています。また、事例だけではなく、山梨県の持つ景観特性や環境について紹介することで、どのような取り組みをすれば良いのか、わかりやすく示しています。郷土の良い点を再認識してもらい、そのような部分を守り、育てていきたいと思いますという形でまとめました。まずは景観づくりに取り組んで頂くために、この基本方針がきっかけになればとの観点からこのような形になりました。

(委員)

私どもも色々な取り組みをしています。景観の事をこれだけ提言してアピールしているので、風土産業や景観や文化など色々な事を含めた、例えば山梨県の人口の増加に繋がるようなこの基本方針の次のステップとなる総合的な県政の課題についても提言していただけないかと思います。

(事務局)

今回は基本方針であり、具体的な取組み方法については来年度以降に検討していきたいと思います。

(委員)

これだけの内容であれば、山梨県に住みたいと思う人が増えてくるような魅力を感じる冊子になっていると思います。これを活用しないのは勿体ないと感じます。

(事務局)

来年度以降、この基本方針を基に取組みを進めたいと考えています。

(委員)

景観を切り口に人口が増えたという事例は全国的にも少ないので、新年度に向けてぜひお願いしたいと思います。

(委員)

この基本方針を県の施策でどのように活かしていくのか、また色々な分野で活用される可能性があるかと思いますが、そのあたりをどのように考えているのか教えて下さい。

(事務局)

県政への展開についてですが、知事が替わった後、総合計画を検討するので、その中にこの基本方針の考え方を反映していきたいと考えています。また今後の冊子の活用方法については、まだ多くの方々に知られていないので、まずは周知を図っていききたいと思います。

(議長)

その他無いようであれば、議事を終了します。ありがとうございました。

以上で閉会。